

首都圏、東北地域等メディアリレーション業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は首都圏・東北地域等のテレビ番組や新聞、雑誌、Web等（以下「メディア」という。）との間に信頼関係（リレーション）を構築することを目的として、受託者が北陸三県に代わり、メディアに対する個別訪問及び企画提案等の営業活動を実施するものである。これにより、北陸三県の観光・物産・文化・食等の魅力に加え、三県周遊できる広域観光エリアとしての利便性や、北陸三県が共同で行う事業に関する情報について、旬な話題等の情報提供や取材招致を行い、取材・放送等の露出機会の創出を図るとともに、当該情報がメディアを通じて全国に発信されることを目的とする。なお、メディアの中でも、広域への情報発信力及び視聴者への訴求力が強く、観光地の魅力や現地の臨場感を効果的に伝えることができるテレビメディアについては、重点的に営業活動及び取材誘致を行うものとする。

2 委託業務の概要等

- (1) 委託業務名 首都圏、東北地域等メディアリレーション業務
- (2) 業務内容 別紙「首都圏、東北地域等メディアリレーション業務委託仕様書（以下、仕様書という）」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする
- (4) 契約金額の上限 18,000千円（消費税及び地方消費税額を含む）

※上記予算額は契約時の予定額を示すものではない

3 参加資格

次の条件のすべてを満たす者とする

- (1) 募集開始日から企画提案書提出日までに、北陸三県の競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと
- (5) 国税または地方税を滞納していない者であること

4 スケジュール

参加申込書提出期限	令和8年10月1日(木) 17時
質問書提出期限	令和8年10月7日(水) 17時
企画提案書等提出期限	令和8年10月16日(金) 正午
書面審査	令和8年10月19日(月)以降
審査結果通知、契約締結	令和8年10月下旬～11月上旬(予定)

5 手続等

(1) 事務局

北陸三県誘客プロモーション部会 担当：福井県交流文化部誘客推進課 橋本

電 話 0776-20-0762

メール s-hashimoto-ck@pref.fukui.lg.jp

(2) 参加申込み

企画提案を行おうとする者は、電子メールにより、参加申込書（様式第1号）を令和8年10月1日(木)17時までに事務局へ提出すること。

(3) 質問および回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、電子メールにより、質問書（様式第2号）を令和8年10月7(水)17時までに事務局へ提出すること。電話および口頭による質問は受け付けない。

(4) 企画提案書

企画提案を行おうとする者は、電子メールにより、次の①～④の資料を令和8年10月16日（金）正午までに事務局へ提出すること。

なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合もある。

①企画提案書（表紙に様式第3号を付すこと）

仕様書に定める業務内容について、「6 委託候補者の選定方法」に定める「審査基準」における審査内容の各項目に対する企画提案内容を詳細に記載すること。

②経費見積書（任意様式）

企画内容に即してできるだけ詳細に記載すること。業務の実施に当たり、パブリシティ活動およびメディア招致活動にかかる経費およびその他の経費（会議・打ち合わせにかかる経費、郵送費、報告書の作成等にかかる経費等）は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること

※見積額（税込）が2（4）を超える場合は失格とする

③業務実施体制報告書（任意様式）

会社概要、責任者氏名、職務経歴、人員配置および実施体制などを記載すること。

また、業務の一部を外注する場合はその内容も含めて記載すること。

④業務実績（様式第4号）

官公庁または民間等の主な受注実績（特に観光関係）を2～3点程度記載し、その概要がわかる資料があれば添付すること。

※全て PDF ファイルで、URLがある場合はリンクが壊れていないか確認の上、提出すること。

※メール送信後、上記事務局に到着確認の電話を行うこと。

6 委託候補者の選定方法

提出された企画提案書等の書類の内容を书面審査し、以下の審査基準から総合的に評価を行った結果、合計得点が最も高得点を獲得した事業者を候補者とする。

ただし見積額（税込）が、2（4）を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

審査項目		審査内容	配点
1	目的、事業趣旨の理解	・事業の趣旨、目的（首都圏・東北地域等のメディアとのリレーションを構築し、北陸三県の観光・物産・文化・食の魅力や三県周遊の価値、共同事業に関する情報を効果的に発信することで、取材・放送等の露出機会の創出及び全国への情報発信を図ること）を正しく理解し企画しているか。 ・北陸三県のPRに効果的な内容か。	15
2	パブリシティ活動	・首都圏、東北地域等のメディア媒体に応じたニーズを把握し、取り上げられやすい項目、北陸三県の素材を把握しているか。 ・北陸三県を一つの周遊観光エリアとしてのPRのための活動は工夫されているか。 ・メディア等と継続的に良好な関係を構築できる長期的な視野に立ったリレーションが考えられているか。	30
3	メディア取材招致活動	・北陸三県の露出機会の創出につながる取材招致に向けた、メディア回りなどの営業活動は適切か。（招致件数を上回るためだけの活動になっていないか。） ・取材受入にあたって、取材先の選定、行程などのコーディネートは適切か。	20
4	独自提案	・パブリシティ活動、メディア招致活動と連携した効果的な事業か。 ・事業者のノウハウを活かし、本事業の目的達成に大きく寄与する提案となっているか。	10
5	見積額	・必要な経費が盛り込まれているか。（パブリシティ活動、メディア招致活動など） ・項目ごとの額は妥当な範囲か。	10
6	スケジュール、実施体制、実績	・スケジュール計画、実施体制は適当であるか。 ・首都圏・東北地域等のメディアとのネットワークはあるか。 ・実施体制は適当か。 ・業務遂行する上で十分な実績があるか。	15
合 計			100

7 契約

採用業者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。ただし、必要な契約条件に合致しない場合、契約を締結しない場合があり、この場合、次点の者と契約締結について協議する。

8 その他

- (1) 次に掲げる場合については提案を無効とする。
 - ①所定の日時までに所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ②本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (2) 提案は参加者1者につき1案とする。
- (3) 企画提案に要する全ての費用は参加者負担とする。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。
- (5) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではない。
- (7) 業務の実施にあたり、第三者（北陸三県誘客プロモーション部会構成員及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じること。
- (8) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、北陸三県誘客プロモーション部会に帰属するものとする。
- (9) 本プロポーザルの結果は採用・不採用に関わらず、後日書面（電子メールへの添付）をもって通知する。